

富山大学附属病院がん化学療法レジメン登録審査委員会内規（抜粋）

（目的）

第2条 委員会は、附属病院で実施されるすべてのがん化学療法（治療内容）の妥当性を評価し、承認することを目的とする。

（組織）

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長又は副病院長
- (2) 総合がんセンター長
- (3) 臨床腫瘍部長
- (4) 総合がんセンターレジメン登録部門長
- (5) 薬剤部長
- (6) 看護部長
- (7) 管理栄養士
- (8) 倫理委員会委員長から指名された者
- (9) 化学療法に携わる各診療科長
- (10) 医療情報部長
- (11) その他委員長が必要と認めた者